

令和6年11月

下請法基礎講習会 e-ラーニング資料

公正取引委員会事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課

この資料のねらい

この資料は、下請法を初めて勉強する方を対象とするものであり、

- ・下請法の適用範囲
- ・下請法で定められている親事業者の義務及び禁止行為

などを中心に説明する資料です。

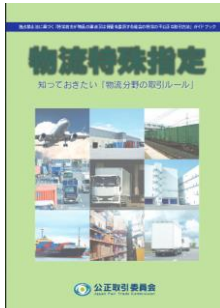
また、親事業者の禁止行為と類似している優越的地位の濫用規制及び物流特殊指定の概要についても簡単に説明します。

さらなる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブサイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ＞報道発表・広報活動＞各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

知って守って下請法 ～豊富な事例で実務に 役立つ～	下請取引適正化推 進講習会テキスト	優越的地位の濫用 ～知っておきたい取 引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい「物流 分野の取引ルール」
			

目次1

- 下請法とは
- 下請法の適用対象
- 優越的地位の濫用規制の概要(独占禁止法)
- 物流特殊指定の概要(独占禁止法)



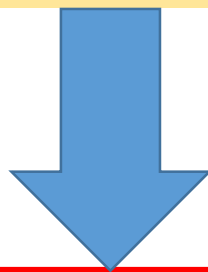
目次2

- ・親事業者の義務
- ・親事業者の禁止行為
- ・勧告，罰則等について
- ・理解度テスト
- ・相談窓口について

下請法とは

正式名称は「**下請代金支払遅延等防止法**」(昭和31年制定)

「この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与すること」を目的としている



- ・下請取引の公正化
- ・下請事業者の利益保護

下請法と独占禁止法との関係

下請法は、**独占禁止法を補完する法律**として制定

独占禁止法(優越的地位の濫用)による規制は、**個別の認定**(行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等)に**相当の期間を要する**。

そこで、下請法は、**規制対象に当てはまる取引の発注者(親事業者)を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものである**。

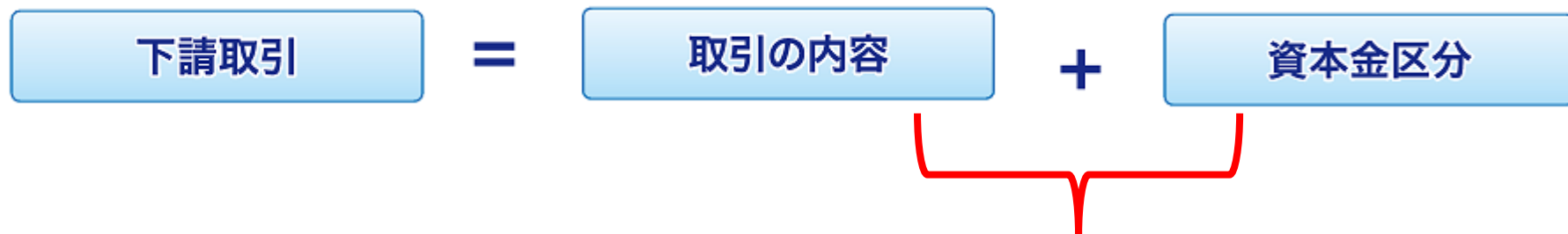
下請法で用いる用語の定義

(以降は, この用語を用います。)

用語	定義
親事業者	下請取引を発注する立場の事業者
下請事業者	下請取引を受注する立場の事業者
業として	事業者が, ある行為を反復継続的に行っており, 社会通念上, 業務の遂行とみることができる場合
委託	親事業者が下請事業者に対し, 規格, 品質, 性能等を指定して依頼すること
下請代金	親事業者が下請事業者に支払う製造委託等の代金

下請法の適用対象

下請法は、事業者同士が行う全ての取引に適用されるものではなく、



の2つの条件に合致すれば適用されます。

取引の内容と資本金区分をまとめると以下のとおりです。
次頁から詳しく説明します。

(1) ● 物品の製造委託・修理委託

● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

下請法の規制対象となる取引は、「**製造委託**」,「**修理委託**」,「**情報成果物作成委託**」,「**役務提供委託**」の4つに大別されます。

製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することなどをいいます。



情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のようなものがあり、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

- 例：
- ・プログラム
 - ・映像や音声、音響などから構成されるもの
 - ・文字、図形、記号などから構成されるもの

役務提供委託

他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

次頁から、「**製造委託**」，「**修理委託**」，「**情報成果物作成委託**」，「**役務提供委託**」についてそれぞれ説明します。

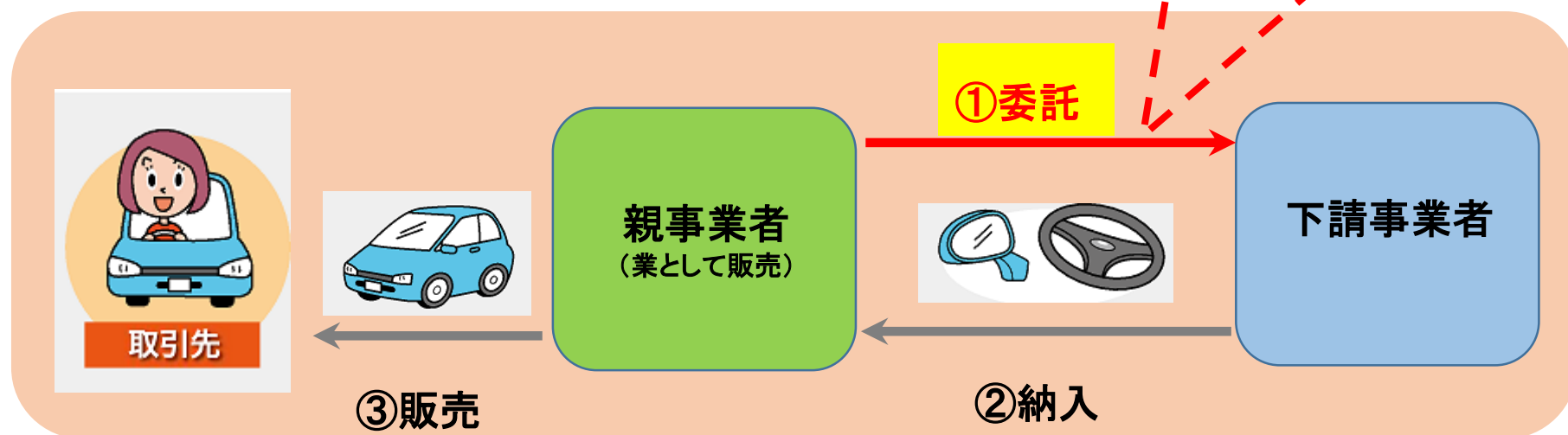
製造委託には、4つのタイプ(類型1～類型4)があります。

製造委託【類型1】

物品の販売を行っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者委託する場合

例：自動車メーカーが、自動車の部品の製造を部品メーカーに委託

この部分が下請取引

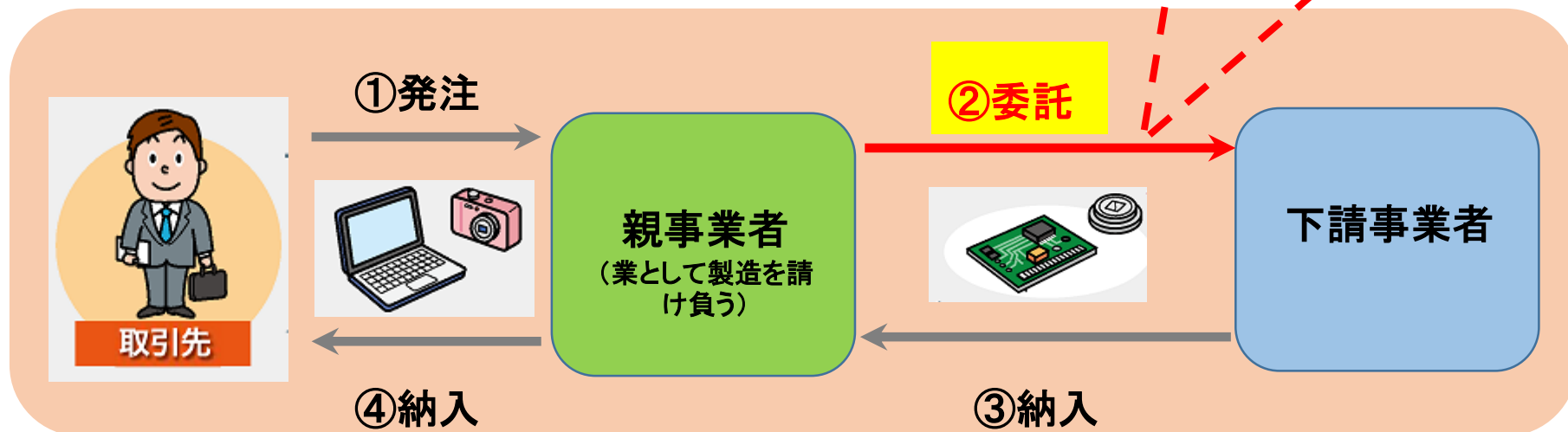


製造委託【類型2】

物品の製造を請け負っている事業者が、その物品や部品などの製造を他の事業者に委託する場合

例：精密機械メーカーが、受注生産する精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託

この部分が下請取引

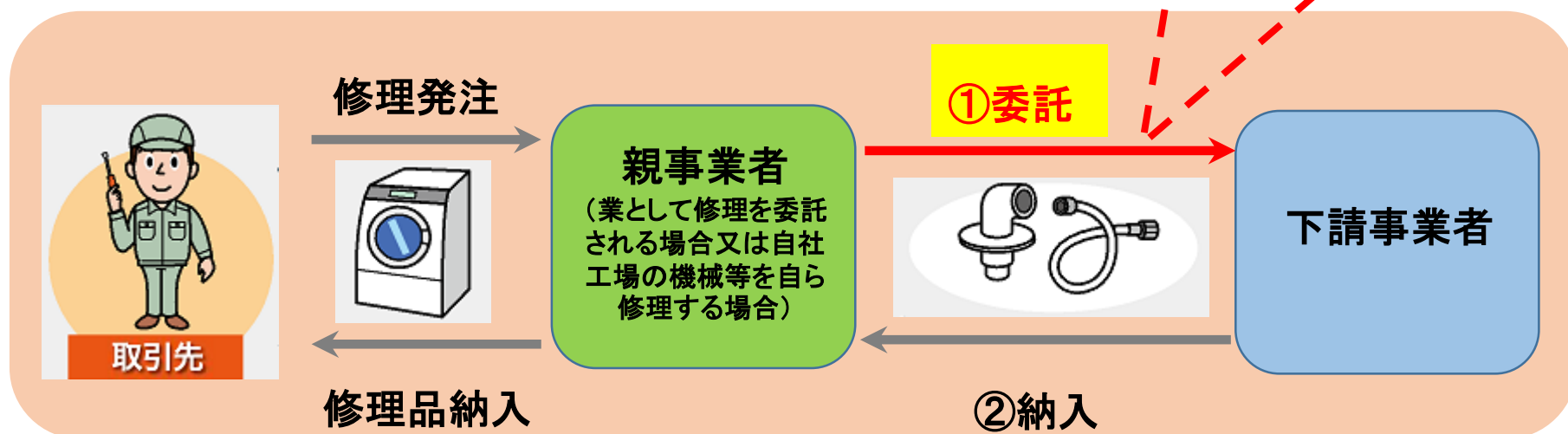


製造委託【類型3】

物品の修理を請け負っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者へ委託する場合

例：家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託

この部分が下請取引



製造委託【類型4】

自社で使用・消費する物品を自社で製造している事業者が、**その物品や部品などの製造を他の事業者**に委託する場合

例：自社工場で使用する工具を自社で製造している工作機器メーカーが、一部の工具の製造を他の工作機械メーカーに委託

この部分が下請取引

①委託

親事業者
(自社で使用・消費する物品を業として製造)



下請事業者

②納入

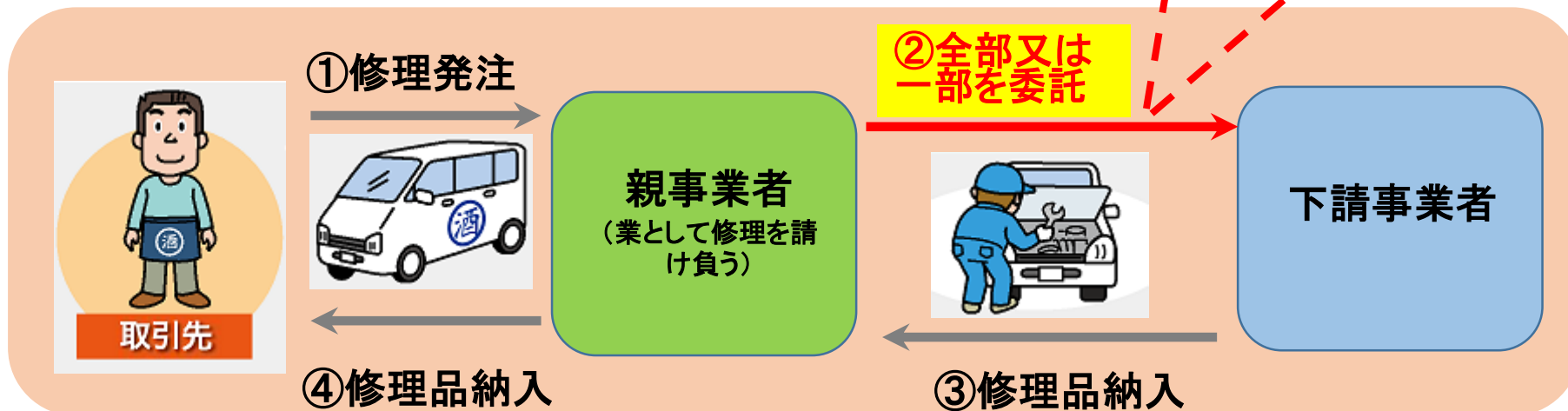
修理委託には、2つのタイプ(類型1, 類型2)があります。

修理委託【類型1】

物品の修理を業として請け負っている事業者が、**修理行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合

例:自動車販売業者が、請け負った自動車の修理作業を修理業者に委託

この部分が下請取引



※ 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることをいいます。

修理委託【類型2】

自社で使用する物品を自社で修理している事業者が、**その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託**する場合

例：自社工場の設備等を自社で修理している工業用機械メーカーが、その設備の修理作業を修理業者に委託

この部分が下請取引

①一部を委託

親事業者
(自社で使用する物品
を業として修理)



下請事業者

②修理品納入

情報成果物とは、次のものをいいます。

- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

（出典：「知って守って下請法」5頁）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、物品の設計・デザインに係わる作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれます。

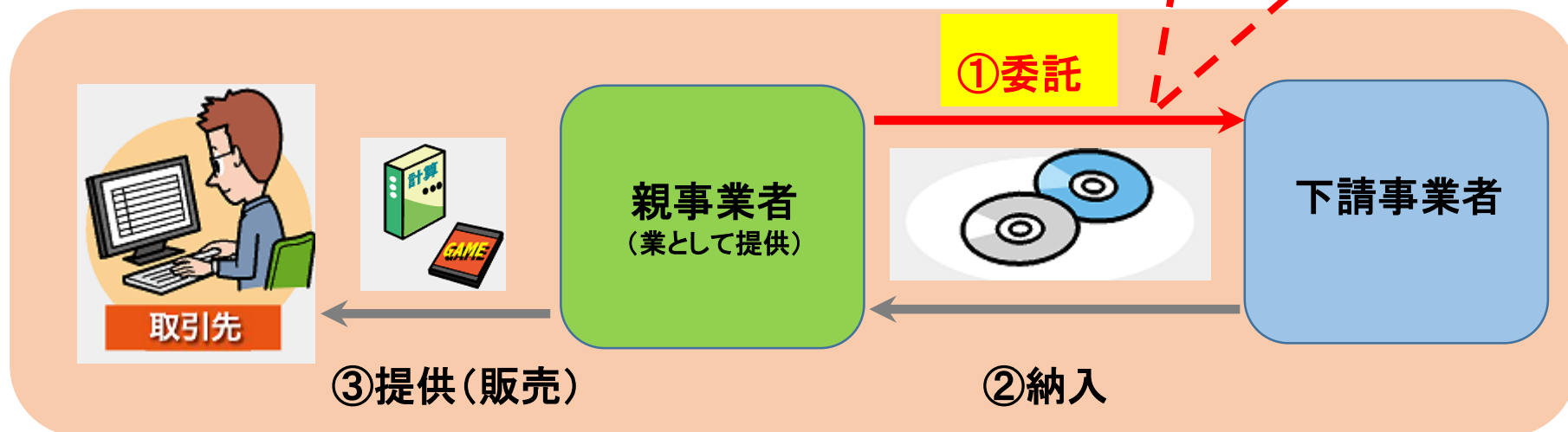
情報成果物作成委託には、3つのタイプ(類型1～類型3)があります。

情報成果物作成委託【類型1】

情報成果物を業として提供している事業者が、**その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合

例：ソフトウェアメーカーが、ゲームソフトや汎用アプリケーションソフトの開発をソフトウェアメーカーに委託

この部分が下請取引

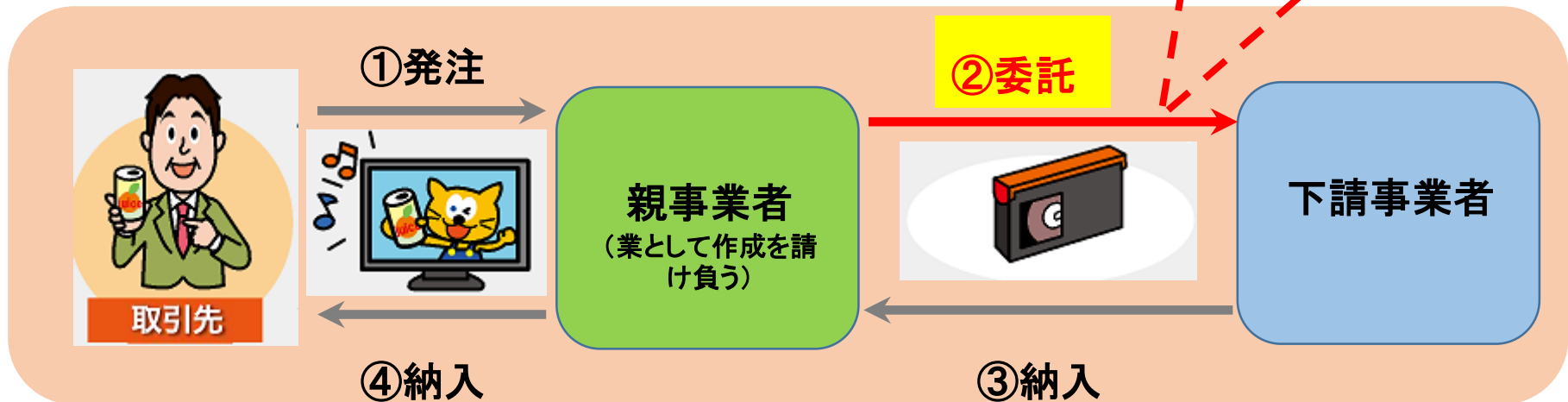


情報成果物作成委託【類型2】

情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、**その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者**に委託する場合

例：広告会社が、クライアントから受注したCMの作成をCM制作会社に委託

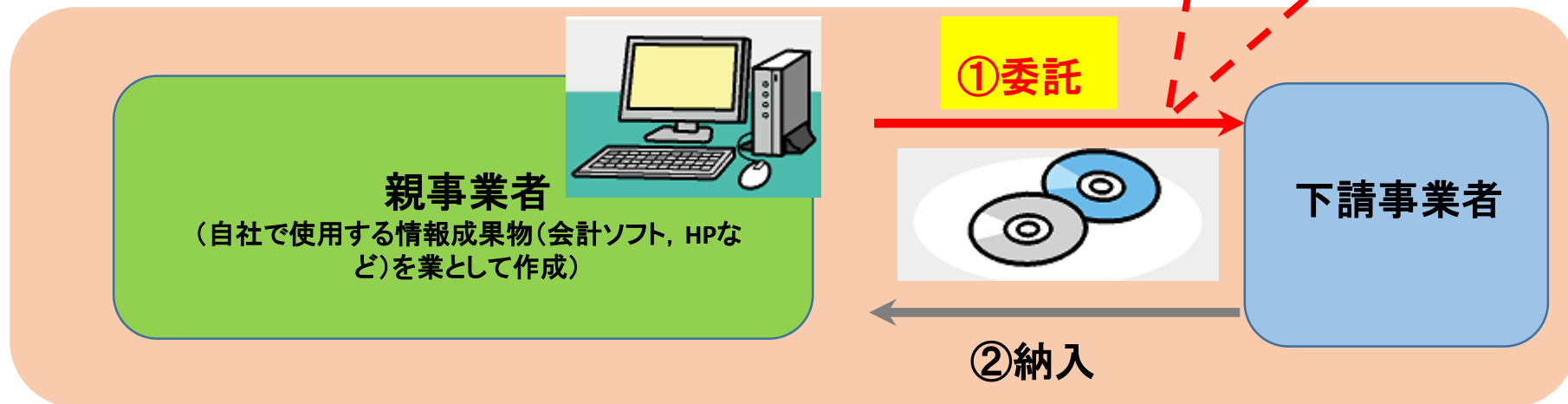
この部分が下請取引



情報成果物作成委託【類型3】

自社で使用する情報成果物を自社で作成している事業者が、
その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

例：家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託



役務提供委託の類型は1つのみです。

【役務提供委託】

役務の提供を業として行っている事業者が、**その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託**する場合

例：貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者に委託

この部分が下請取引



役務提供委託については注意点が2つあります。

①建設工事は下請法の適用対象外

- 下請法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。**
- これは、建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。

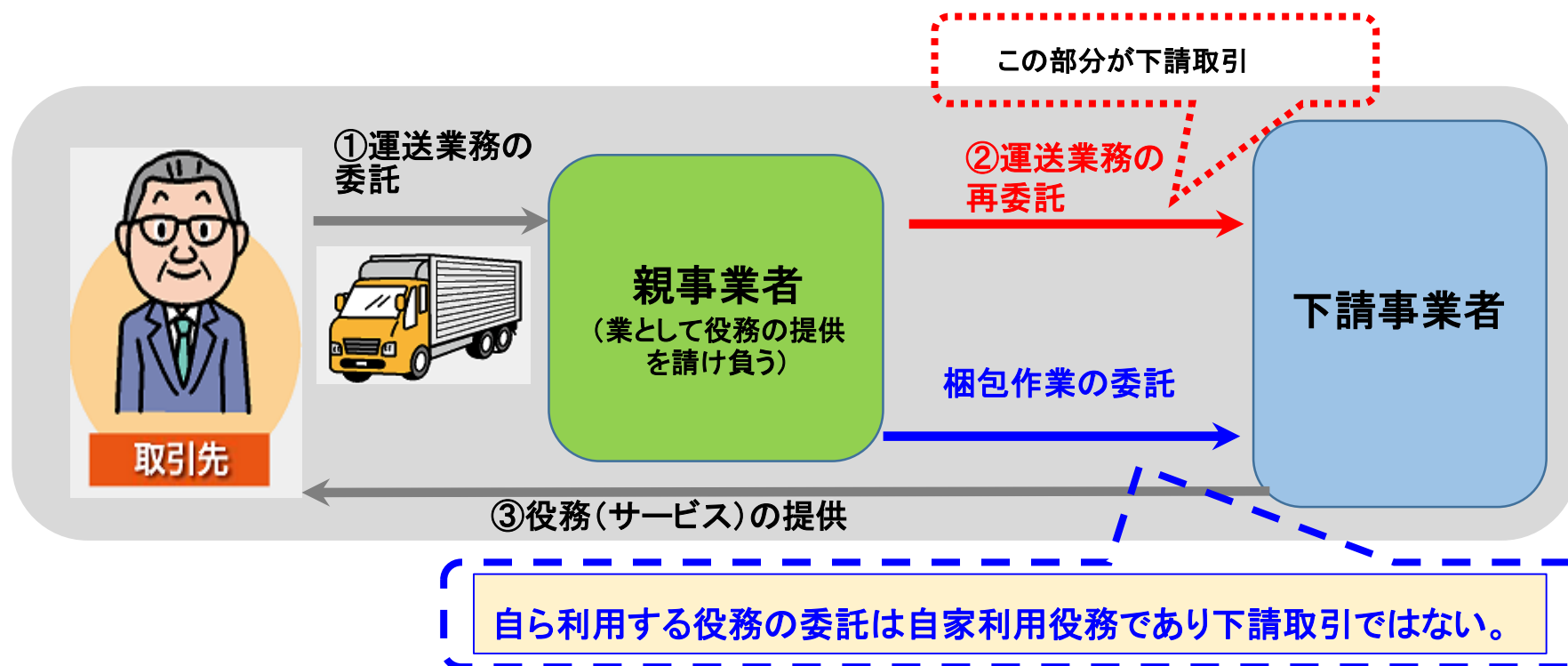
②自ら利用する役務(自家利用役務)は下請法の適用対象外

- 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、委託事業者が**自ら利用する役務は含まれません。**



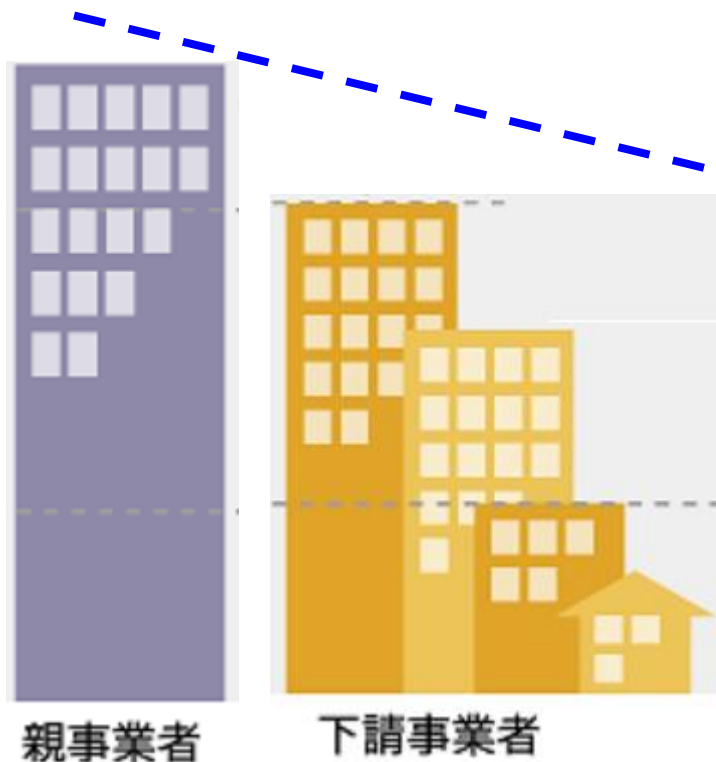
自ら利用する役務(自家利用役務)とは

例： 荷主から貨物運送の委託のみを請け負っており、貨物の梱包作業の委託は請け負っていないが、**自らの運送作業に必要なために梱包作業を他の事業者に委託**する場合



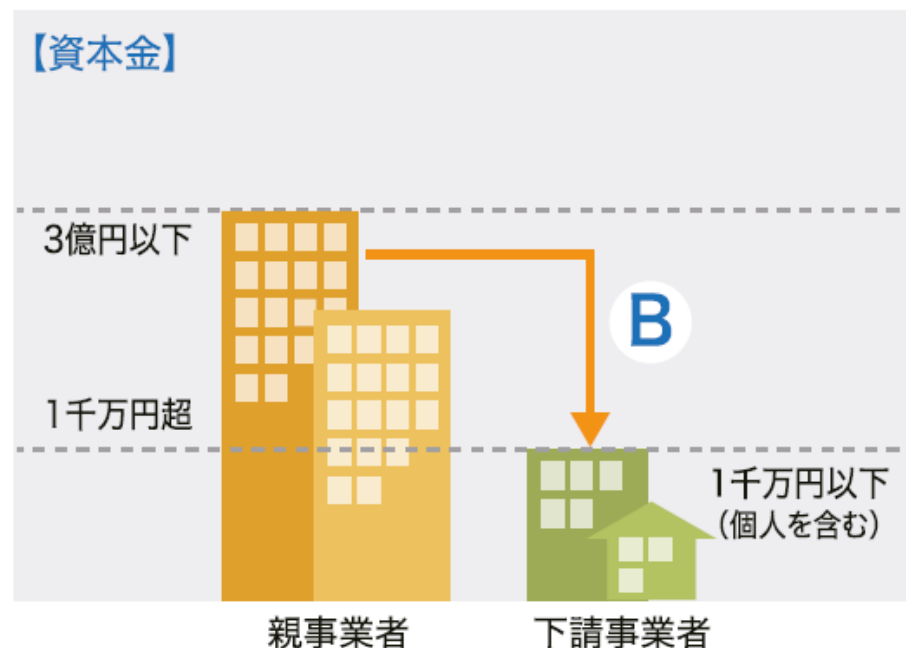
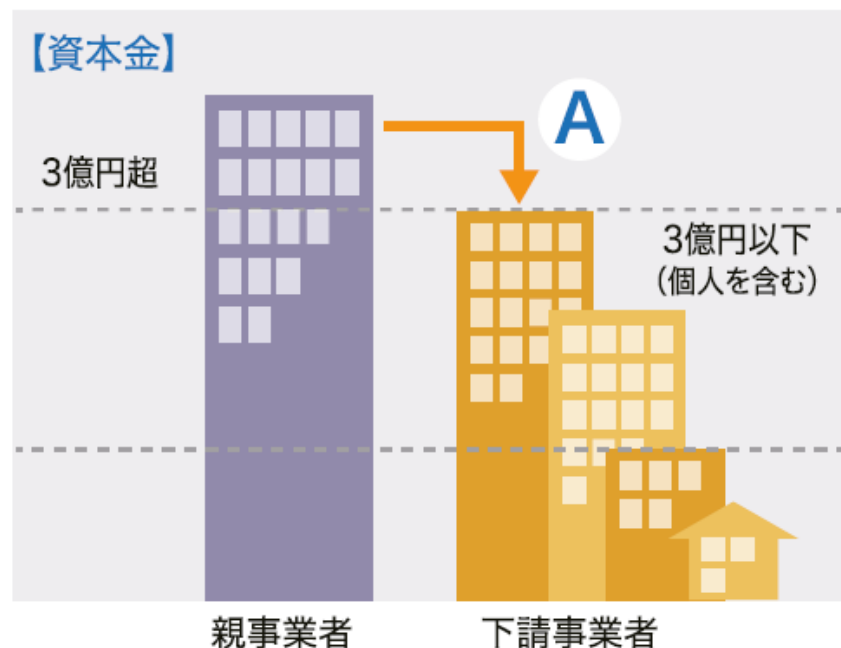
下請法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の資本金によって「親事業者」、「下請事業者」を定義しています。

取引の内容に応じて規定されている資本金区分に該当する場合、その取引は下請取引となります。



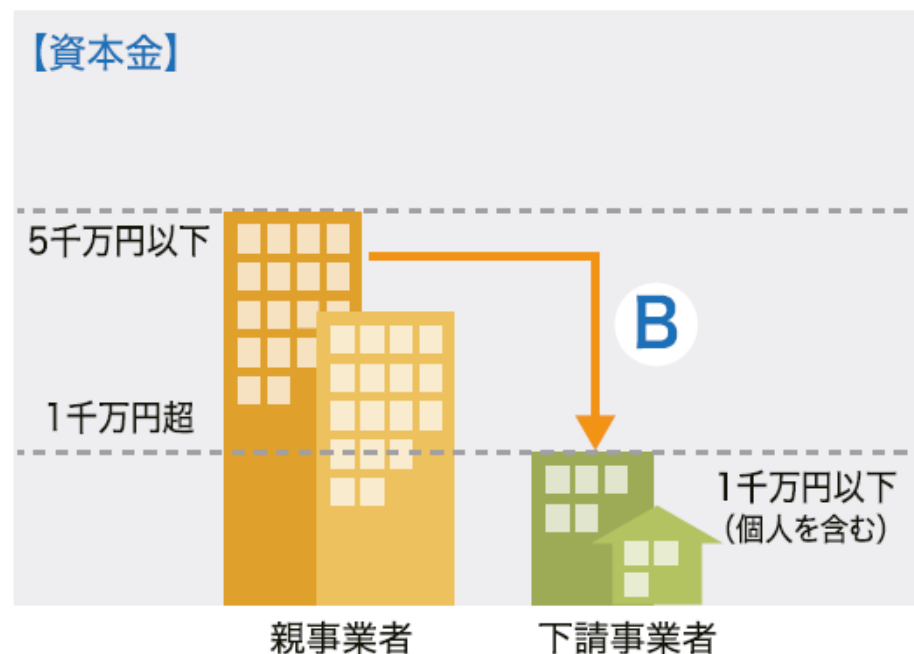
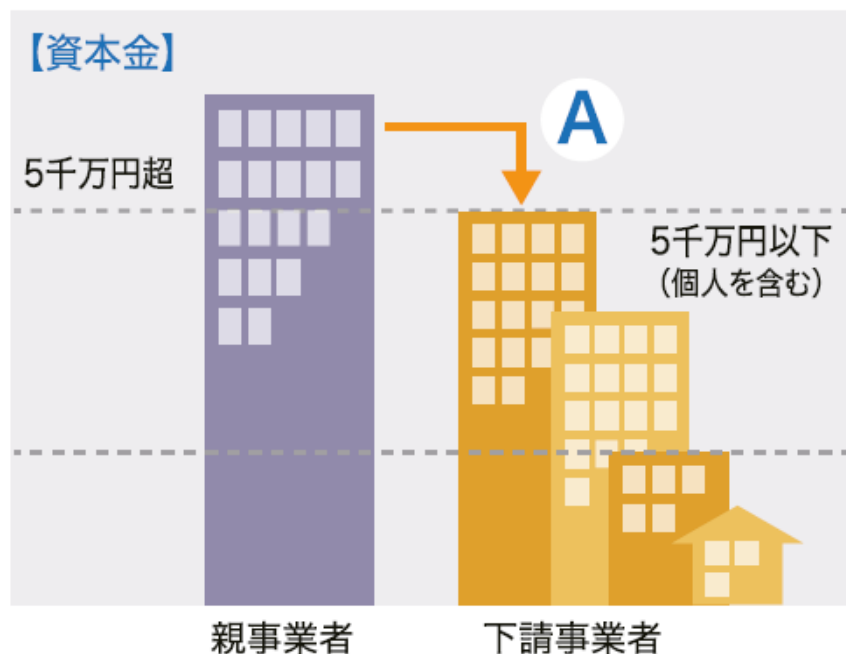
取引の内容により定義する
資本金区分は異なります。
次頁から詳しく説明します。

「製造委託」, 「修理委託」, 「情報成果物作成委託の一部(※)」, 「役務提供委託の一部(※)」の場合は以下の2通りとなります。



(※)プログラムの作成, 運送, 物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

「情報成果物作成委託(※)」, 「役務提供委託(※)」の場合は以下の2通りとなります。



(※)プログラムの作成, 運送, 物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く
 (出典:「知って守って下請法」7頁)

下請法の適用対象となる取引は、取引の内容と資本金区分の両方の条件を満たすもの。



優越的地位の濫用規制の概要

優越的地位の濫用規制とは

取引上 **優越した地位**にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

優越的地位の濫用規制の概要

優越的地位の濫用に該当するかどうかは、3つの要素から判断されます。

優越的地位

+

正常な商慣習に
照らして不当に

+

濫用行為

以下の事項を総合的に考慮

- ① 取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ② 行為者の市場における地位
- ③ 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④ その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、**現に**存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

- ①購入・利用強制 ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請 ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否 ⑥返品 ⑦支払遅延 ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的設定 ⑩やり直しの要請 ⑪その他

優越的地位の濫用規制の概要

優越的地位の濫用規制対象と下請法による規制対象の違い

	優越的地位の濫用規制対象	下請法による規制対象
対象となる取引	全ての分野	製造委託, 修理委託, 情報成果物作成委託及び役務提供委託に限る
資本金区分	無し	有り

優越的地位の濫用規制の詳細について、御関心をお持ちでしたら、パンフレット「優越的地位の濫用～知っておきたい取引ルール～」を御確認ください。

物流特殊指定の概要

物流特殊指定とは

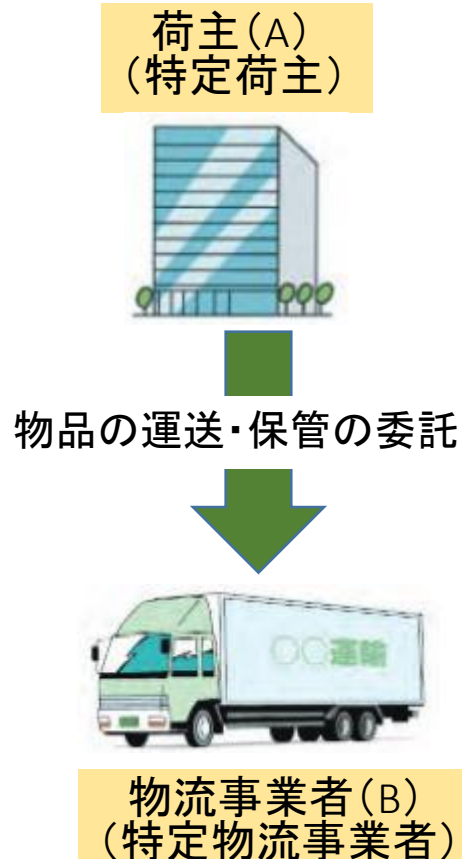
(正式名称 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公平な取引方法」)

荷主(いわゆる真荷主)と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示です。



物流特殊指定の概要（規制対象となる取引①）

荷主(A)が物流事業者(B)に対して、継続的に物品の運送又は保管を委託している場合(左図), 荷主及び物流事業者の資本金や取引上の地位が下表のいずれかの関係になるときは, それぞれ特定荷主及び特定物流事業者として, 物流特殊指定の適用対象となります。

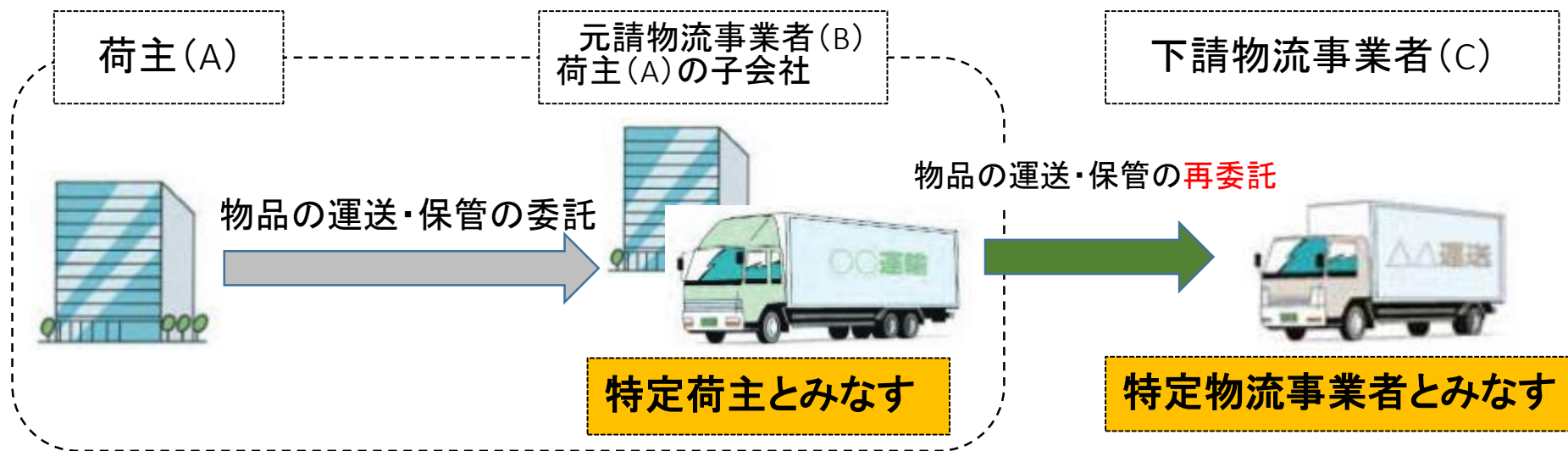


荷主(特定荷主)	物流事業者(特定物流事業者)
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人事業者を含む。) (資本金3億円超の事業者の子会社を除く。)
資本金1千万円超 3億円以下	資本金1千万円以下(個人事業者を含む。) (資本金1千万円超の事業者の子会社を除く。)
取引上の地位が優 越している荷主(※)	取引上の地位が劣っている物流事業者

(※)取引上の地位の優劣の判断は, 荷主と物流事業者の関係ごとに, 取引依存度, 荷主の市場における地位等を総合的に考慮します。

物流特殊指定の概要（規制対象となる取引②）

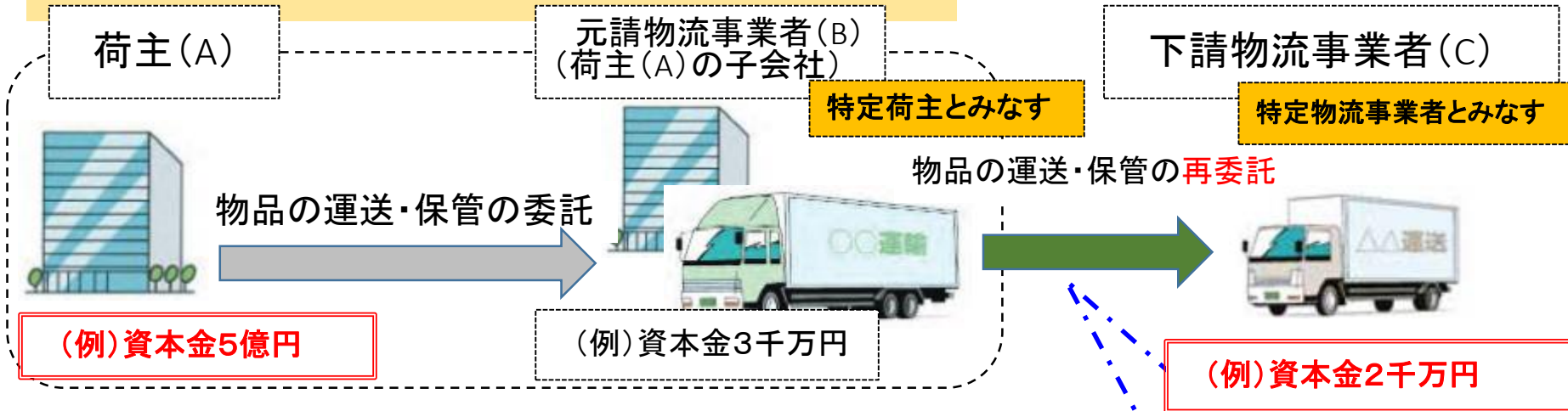
荷主(A)の子会社(B)が物品の運送又は保管を物流事業者(C)に対して再委託する場合、CがAから直接運送又は保管の委託を受けるものとすれば、**AとCが前頁の表のいずれかに該当する場合には、BとCとの取引に物流特殊指定が適用されます。**



次頁で事例を用いて紹介します。物流特殊指定の**詳細について**、御関心をお持ちでしたら、パンフレット「**物流特殊指定 知っておきたい『物流分野の取引ルール』**」を御確認ください。

物流特殊指定の概要(規制対象となる取引②')

荷主(A)が元請物流事業者(B)の議決権の過半数を保有(間接保有を含む)



荷主(特定荷主)	下請物流事業者(特定物流事業者)
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人事業者含む。) (資本金3億円超の事業者の子会社を除く。)
資本金1千万円超 3億円以下	資本金1千万円以下(個人事業者含む。) (資本金1千万円超の事業者の子会社を除く。)
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

荷主(A)と下請物流事業者(C)の資本金区分により物流特殊指定の対象となります(ただし、下請法が適用される取引を除く。)

物流特殊指定の概要（特定荷主の禁止行為等）

特定荷主は、特定物流事業者に対する以下の行為が禁止されています。

- ①代金の支払遅延 ②代金の減額 ③買ったたき
- ④物の購入強制・役務の利用強制 ⑤割引困難な手形の交付
- ⑥不当な経済上の利益の提供要請 ⑦不当な給付内容の変更及びやり直し
- ⑧要求拒否に対する報復措置 ⑨情報提供に対する報復措置



特定荷主

物品の運送・保管の委託



特定物流事業者

優越的地位の濫用規制及び物流特殊指定の概要(まとめ)

優越的地位の濫用規制及び物流特殊指定において禁止されている行為は、**下請法における親事業者の禁止行為と類似しています。**

次頁以降、下請法における親事業者の義務及び禁止行為について詳しく説明します。

優越的地位の濫用行為 (独占禁止法)	特定荷主の禁止行為 (物流特殊指定)	親事業者の禁止行為 (下請法)
① 購入・利用強制 ② 協賛金等の負担の要請 ③ 従業員等の派遣の要請 ④ その他経済上の利益の提供の要請 ⑤ 受領拒否 ⑥ 返品 ⑦ 支払遅延 ⑧ 減額 ⑨ 取引の対価の一方的設定 ⑩ やり直しの要請 ⑪ その他	① 代金の支払遅延 ② 代金の減額 ③ 買ったたき ④ 物の購入強制・役務の利用強制 ⑤ 割引困難な手形の交付 ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請 ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し ⑧ 要求拒否に対する報復措置 ⑨ 情報提供に対する報復措置	① 受領拒否 ② 下請代金の支払遅延 ③ 下請代金の減額 ④ 返品 ⑤ 買ったたき ⑥ 購入・利用強制 ⑦ 報復措置 ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済 ⑨ 割引困難な手形の交付 ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請 ⑪ 不当な給付内容の変更・やり直し

親事業者の義務とは

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には以下の**4つの義務が課せられています**。

1. 発注書面を交付する義務

2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

3. 支払期日を定める義務

4. 遅延利息を支払う義務

1. 発注書面を交付する義務

親事業者の義務（発注書面の必要記載事項①）

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を**直ちに交付する義務**があります。

記載すべき事項は、以下のとおりです。

発注書面に記載すべき事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 親事業者及び下請事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日③ 下請事業者の給付の内容④ 下請事業者の給付を受領する期日⑤ 下請事業者の給付を受領する場所⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日⑦ 下請代金の額⑧ 下請代金の支払期日⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額及び手形の満期 | <ul style="list-style-type: none">⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法 |
|---|---|

親事業者の義務（発注書面の必要記載事項②）

前頁の必要記載事項を1つの書式に含めた場合の発注書面サンプルは以下のとおりです（①から⑧は、前頁記載の発注書面に記載すべき事項です）。

発注書面サンプル

（規則で定める事項を1つの書式に含めた場合）

注 文 書		② 令和〇年〇月〇日	
① ○×株式会社 殿			
下記のとおり、発注いたします。			
⑦ 発注金額		① 株式会社△△△△	
		円	
④ 納 期 : 令和〇年〇月〇日	⑤ 納品場所: 弊社△△工場△△係 支払方法: 全額現金払い※		
⑧ 支払期日 : 令和〇年〇月〇日			
⑥ 検査完了期日 : 令和〇年〇月〇日			
③ 品名及び規格・仕様等	単価	数量	金額
	小計		
	消費税		
	合計		

※現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料は当社が負担します。

親事業者の義務(発注書面の共通記載事項)

共通記載事項

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項(共通記載事項といいます。)に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、**発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」**ことなどを付記して発注書面との関連付けをする必要があります。

共通記載事項の例

○×株式会社 殿	令和○年○月○日
株式会社△△△△	
支払方法等について	
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。 なお、御承諾の場合は、御連絡ください。	
1. 支払制度	納品毎月○日締切 翌月○日払
2. 支払方法	支払総額○円未満現金
○円以上	現金○% 手形○% 手形期間○日 一括決済方式○% (金融機関名 決済は支払期日から起算して○日目) 電子記録債権○% (電子記録債権の満期日○年○月○日)
3. 検査完了期日	納品後○日
4. 実施期間	令和○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間(新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)
以 上	

親事業者の義務（算定方法による下請代金の額の記載）

算定方法による下請代金の額の記載

発注書面の必要記載事項である下請代金の額について、**具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある**場合は、次の要件を備えた**算定方法**による記載が認められています。

- ① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。

また、**下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに、下請事業者へ確定した金額を通知する必要があります。**

算定方法による場合の例

注 文 書

○×株式会社 御中

令和○年○月○日
株式会社△△△△

下記のとおり、発注いたします。

品名及び規格・仕様等

納 期 : 令和○年○月○日

納 品 場 所 : ○○株式会社●●課

支 払 期 日 : 令和○年○月○日 支払方法: 全額現金払い

検査完了期日: 令和○年○月○日

※本注文書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

※代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。

別添：作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例

パターン	内容等	単価
1	基本作業 ○○	円
2	ランクA技術者	1H 円
3	ランクB技術者	1H 円
4	ランクC技術者	1H 円

親事業者の義務(例外的な書面の交付方法)

例外的な書面の交付方法

発注書面の必要記載事項のうち、その内容が定められない正当な理由がある場合には、その事項を記載せずに発注書面(当初書面)を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。**

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、その事項を記載した書面(補充書面)を交付する必要があります(当初書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること)。

当初書面の例

注文書		
○×株式会社 殿		
令和○年○月○日 △△△株式会社		
給付の内容 品名 ○△◆ 詳細仕様は未定(後日交付する「○○仕様書」による。)		
納期 令和○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期 令和○年○月○日
下請代金額(円) ※未定	支払方法 現金	支払期日 令和○年○月○日
未定の事項の内容が定められない理由 : ユーザーの仕様が未定のため。 未定事項の内容を定めることとなる予定期日 : 令和○年○月○日		

補充書面の例

注文書	
○×株式会社 殿	
令和○年○月○日 △△△株式会社	
給付の内容 「○○仕様書」のとおり。	
下請代金額(円) 100,000円	
※本注文書は、令和○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。	

下請取引適正化推進講習会テキスト92
 頁から111頁に書式例と必要記載事項について
 の注意事項がありますので、併せて御確認ください。



2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

親事業者の義務（書類の作成・保存義務①）

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています。**

記録すべき事項は、次のとおりです。

具体的な必要記載事項

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 下請事業者の名称② 製造委託, 修理委託, 情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日③ 下請事業者の給付の内容④ 下請事業者の給付を受領する期日⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は, 検査を完了した日, 検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い⑦ 下請事業者の給付の内容について, 変更又はやり直しをさせた場合は, 内容及び理由 | <ul style="list-style-type: none">⑧ 下請代金の額⑨ 下請代金の支払期日⑩ 下請代金の額に変更があった場合は, 増減額及び理由⑪ 支払った下請代金の額, 支払った日及び支払手段⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は, 手形の金額, 手形を交付した日及び手形の満期 <p>(次頁に続きます。)</p> |
|---|---|

親事業者の義務（書類の作成・保存義務①'）

具体的な必要記載事項（続き）

（前頁からの続きです。）

- | | |
|--|--|
| <p>⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日</p> <p>⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日</p> | <p>⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法</p> <p>⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額</p> <p>⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日</p> |
|--|--|

このように、親事業者は取引に関する書類を**作成し、2年間保存する義務**があります。

親事業者の義務（書類の作成・保存義務②）

作成すべき書類の記載事項は、発注書に記載する内容に加え、下請事業者から製品を受領した日や実際に支払った下請代金の額、支払った日等、取引後でないと記録・作成できない事項が含まれており、発注書等の書面を単に保存しておくだけでは足りません。

具体的な必要記載事項のうち、取引後に作成する必要がある事項（赤字部分）

- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日



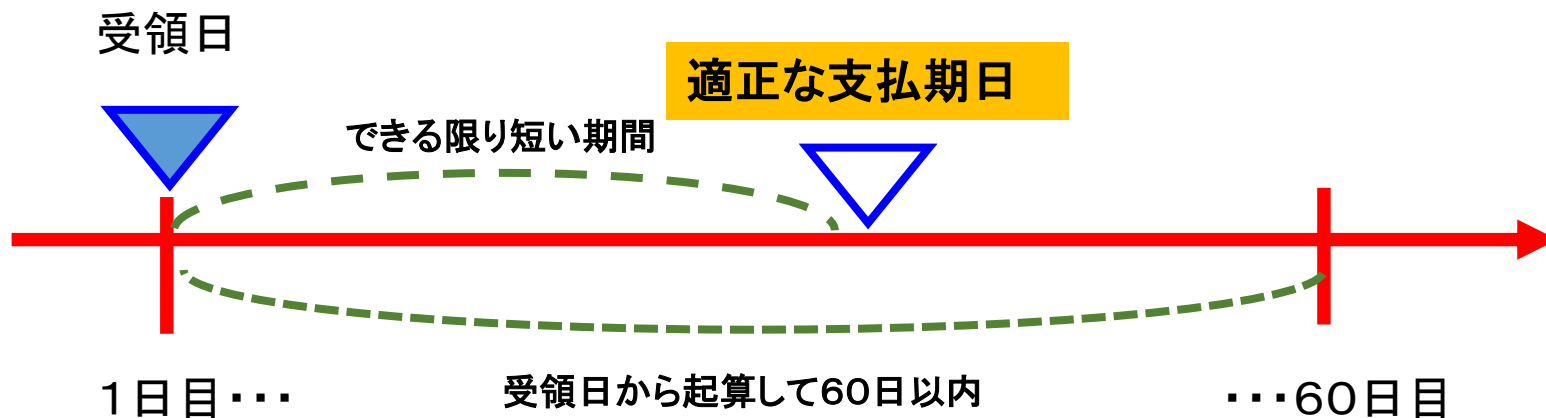
3. 支払期日を定める義務

親事業者の義務（支払期日を定める義務）

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内**の**できる限り短い期間内**で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



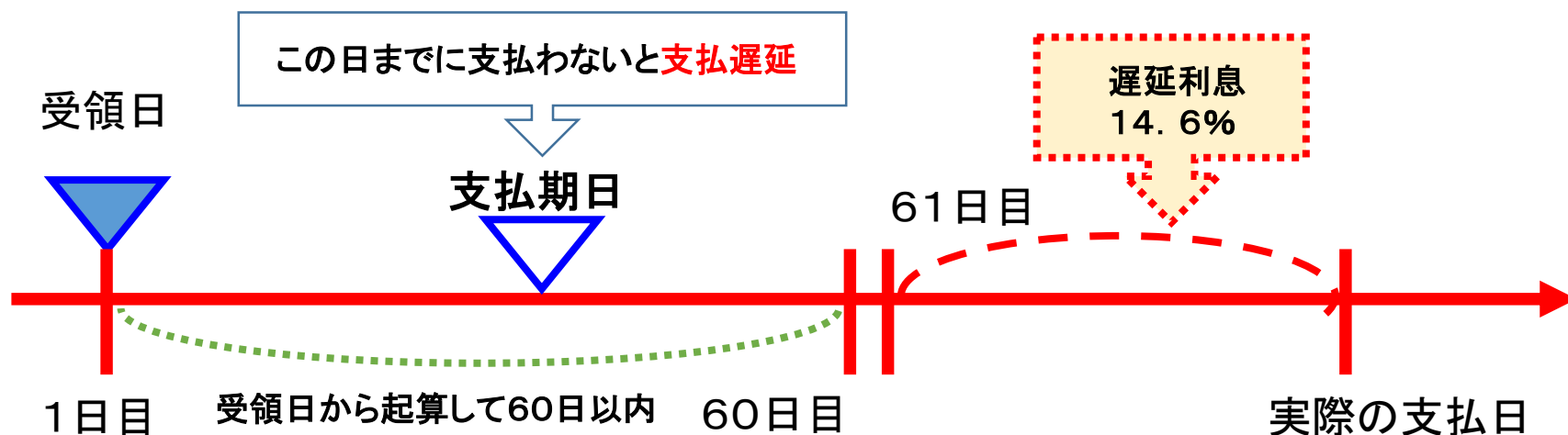


4. 遅延利息を支払う義務

親事業者の義務(遅延利息を支払う義務)

親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**下請事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は排除されます。



※ 「遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので御注意ください。

親事業者の禁止行為とは

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者による以下の11項目の行為は禁止されています。

たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は下請法違反となりますので十分注意してください。

親事業者の禁止行為

【第4条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第4条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

親事業者の禁止行為(受領拒否①)

受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。

「受領」とは、下請事業者が納入したものを検査の有無に関わらず受け取る行為であって、**親事業者が事実上支配下に置けば、受領したことになる**ます。

下請事業者に責任があるとして、受領を拒むことができるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合
- ② 下請事業者の給付が、発注書面に明記された納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合

親事業者の禁止行為(受領拒否②)

違反行為事例

スーパー



衣料品メーカー

在庫の余剰を理由に、発注した衣料品の一部をキャンセルし、受領しなかった。

金属製品メーカー



加工業者

取引先から納期変更を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が加工した金属製品を受領しなかった。

上記の事例は、いずれも下請事業者には責任がないのに発注した物品等の受領を拒否する行為として違反になります。

親事業者の一方的な都合により下請事業者からの給付の受領を拒否することは違反となります。

親事業者の禁止行為(下請代金の支払遅延①)

下請代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに下請代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

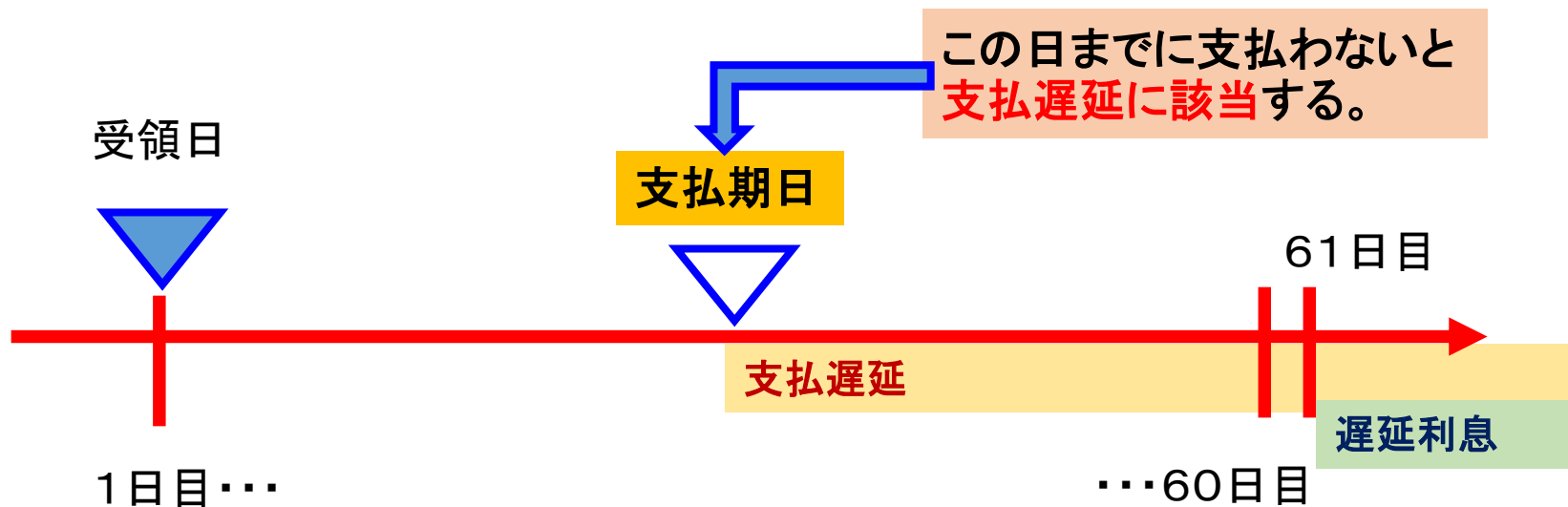
支払期日の考え方については「**親事業者の義務(支払期を定める義務)**」の項目を再度御確認ください。

「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合の注意事項

- ① 締切日から支払までの期間が60日以内ではなく、**受領(納品)から支払までの期間が60日を超えないことが必要**です。
- ② 検収締切制度は直ちに下請法違反とはなりませんが、**検査に合格してから支払までの期間が60日以内ではなく、受領(納品)から支払までの期間が60日を超えないことが必要**です。
- ③ 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に下請事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められます**。

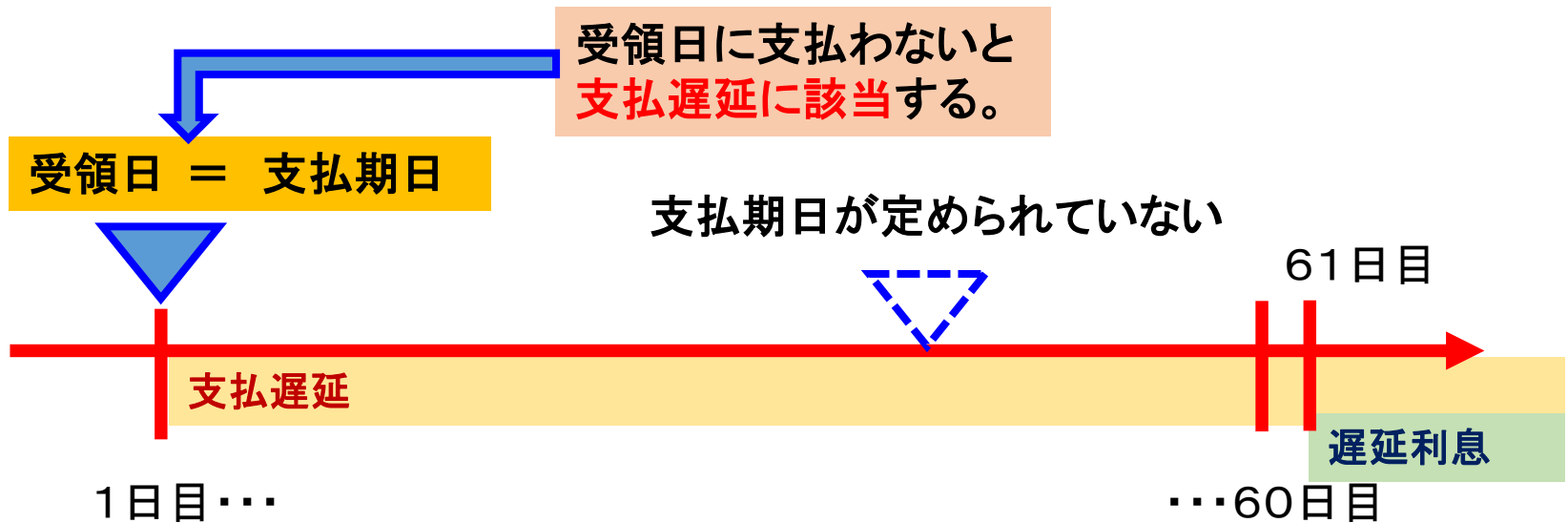
親事業者の禁止行為（下請代金の支払遅延②）

①支払期日が受領日から60日以内に定められている場合



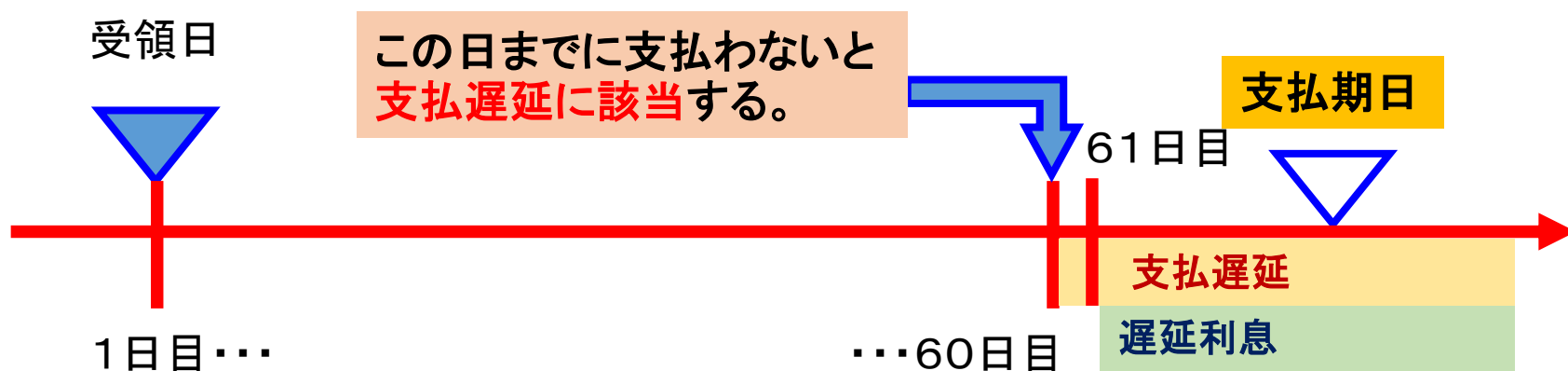
親事業者の禁止行為（下請代金の支払遅延③）

② 支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に下請代金を支払わないとき



親事業者の禁止行為(下請代金の支払遅延④)

- ③ 支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合(※),
受領日から60日目までに下請代金を支払わないとき



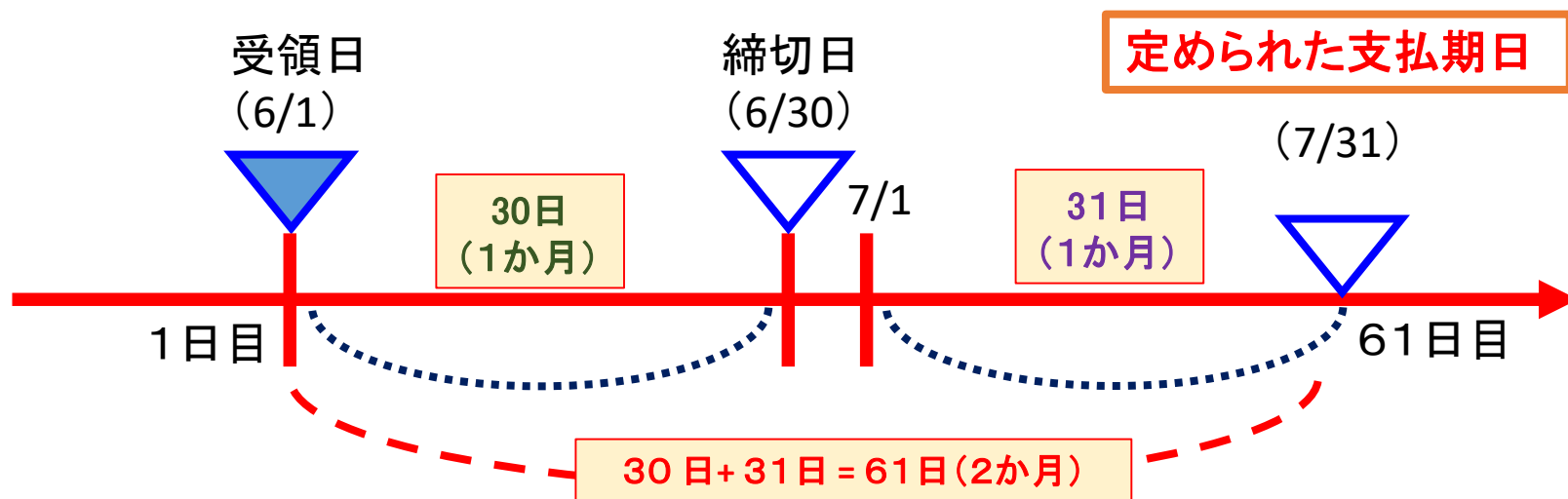
(※) 支払期日を60日を超えて定めること自体が支払期日を定める義務違反となりますので御注意ください。

親事業者の禁止行為(下請代金の支払遅延⑤)

「毎月末日納品締切, 翌月末日支払」といった締切制度の運用について

いわゆる「大の月(31日)」及び「小の月(30日)」を考慮し, 「受領後60日以内」という規定を「受領後2か月以内」として運用しています。

<具体例>



上記の例について, 「毎月末日納品締切, 翌月末日支払」の支払制度を採用していた場合, 支払期日が受領日から60日を超えて定められたとはしておらず, 6/1(1日目)に受領した物品等の下請代金を7/31(61日目)に支払ったとしても問題とはしていません。

親事業者の禁止行為(下請代金の支払遅延⑥)

違反行為事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて下請代金を支払っていた。

自動車機器メーカー



部品メーカー

毎月25日納品締切、翌々月5日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

上記の事例は、下請事業者から物品等を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っており、支払遅延行為として違反になります。

また、「下請事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはなりません。**

親事業者の禁止行為(下請代金の減額①)

下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

下請事業者との合意があったとしても、下請事業者に責任がないのに下請代金を減額することは違反となります。

下請法違反として勧告・公表される行為のうち最も多い行為です。

下請事業者に責任があるとして下請代金の減額ができるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵, 納期遅れ等)があるとして, 受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合に, 受領拒否又は返品をして, その給付に係る下請代金の額を減ずるとき
- ② 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして, 受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合であって, 受領拒否又は返品をせずに, 親事業者自ら手直しをした場合に, 手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして, 受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合であって, 受領拒否又は返品をせずに, 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に, 客観的に相当と認められる額を減ずるとき

親事業者の禁止行為(下請代金の減額②)

違反行為事例

コンビニエンスストア本部



食料品メーカー

消費者に販売する食料品の製造を委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を6か月にわたって減額していた。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて下請代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、下請代金の額を減じていた。

上記の事例は、いずれも下請代金の減額行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(返品①)

返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。

親事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、下請事業者との合意があったとしても、下請事業者には責任がないのに返品することは違反となります。

下請事業者には責任があるとして、返品できるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合
- ② 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

親事業者の禁止行為(返品②)

違反行為事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

家電メーカー



部品メーカー

納入された製品の受入検査を行っていないにも関わらず、下請事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由に返品していた。

土産品販売業者



食料品メーカー

売れ残った商品について賞味期限切れ等を理由に返品していた。

上記の事例は、いずれも返品行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(買いたたき①)

買いたたき

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。下請代金は、下請事業者と事前に協議の上、定める必要があります。

「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価のことをいいます。

下請代金は、下請事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要があります。

買いたたきに該当するか否かは、以下の4つの要素を勘案して総合的に判断されます。

- ① 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

親事業者の禁止行為(買いたたき②)

違反行為事例

薬品販売会社



化学品メーカー

親事業者が使用することを指定した原材料の価格や労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から単価の引き上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置いた。

ビルメンテナンス業者



清掃業者

ビルオーナーからの清掃料金の引下げ要請があったことを理由に、下請事業者と協議することなく、一方的に、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

上記の事例は、いずれも買いたたき行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(購入・利用強制①)

購入・利用強制

下請事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。

「親事業者が指定する物、役務」とは、**親事業者自らが販売するものに限りません。**

親事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれます。

「強制して」の考え方

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれます。
- ② 下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は下請法違反となります。

親事業者の禁止行為(購入・利用強制②)

違反行為事例

生活用品メーカー



生活用品加工業者

自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて、下請事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させていた。

自動車部品メーカー



部品メーカー

外注担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの自動車の販売先を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせていた。

ビルメンテナンス業者



ビル清掃業者

発注担当者を通じて、下請事業者が必要としていないにもかかわらず、自社が提供する掃除用具のレンタルサービスを利用させていた。

上記の事例は、いずれも購入・利用強制行為として違反になります。

親事業者の禁止行為（報復措置）

報復措置

親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取り扱いをすることです。

この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の下請法違反行為を申告できるようにするために設けられました。

親事業者の禁止行為（有償支給原材料等の対価の早期決済①）

有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。

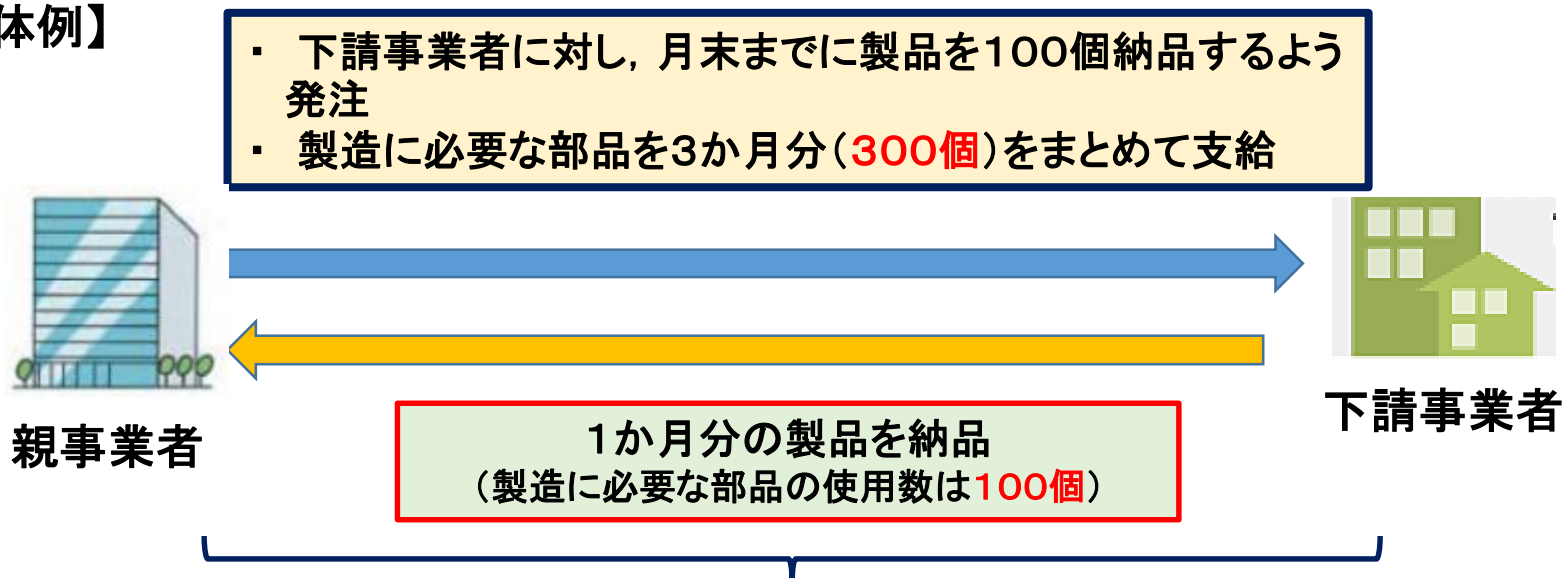
下請事業者には責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の下請代金より早く、原材料等の対価を支払わせ、下請事業者の利益を不当に害すると違反となります。

「下請事業者には責任がある」とは、例えば以下の場合が考えられます。

- ① 下請事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

親事業者の禁止行為（有償支給原材料等の対価の早期決済②）

【具体例】



- ① 親事業者は下請事業者に対し製品100個分の下請代金を支払う必要がある。
- ② 下請事業者は親事業者に対し部品の代金を支払う必要がある。

このような場合、親事業者が下請事業者に対して製品100個分の下請代金を支払うタイミングより早く部品の代金を支払わせると、有償支給材原材料等の対価の早期決済に該当します。100個分の下請代金に対して決済できるのは、100個分の部品の対価までです。

親事業者の禁止行為（有償支給原材料等の対価の早期決済③）

違反行為事例

食料品メーカー



食品加工業者

有償で支給している原材料の対価について、加工期間を考慮せずに、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

上記の事例は、いずれも有償支給原材料等の対価の早期決済行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(割引困難な手形の交付①)

割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。

令和6年11月1日以降、支払手形の手形期間が**業種を問わず60日(2か月)**を超える長期手形は割引困難手形の交付の禁止に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて同期間内に改善するよう指導対象となります。

手形サイトに係る指導基準変更について

公正取引委員会は、近年の業界の商慣習や金融情勢等を改めて総合的に勘案し、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和6年4月30日)を公表し、「繊維業は90日、その他の業種は120日」という従前の手形サイトの指導基準について、**業種を問わず60日**に変更した。

親事業者の禁止行為（割引困難な手形の交付②）

違反行為事例

工業機械メーカー



部品メーカー

手形期間が60日を超える手形を交付していた。

衣料品メーカー



衣料品メーカー

手形期間が60日を超える手形を交付していた。

上記の事例は、いずれも割引困難な手形の交付行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(不当な経済上の利益の提供要請①)

不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。下請代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。

「金銭や役務、その他経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、**下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供**、作業への労務の提供等を含みます。

以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。

- ① 購買・外注担当者等**下請取引に影響を及ぼすこととなる者が**下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② **下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 下請事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供**
する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

親事業者の禁止行為(不当な経済上の利益の提供要請②)

違反行為事例

食品小売業者



食料品メーカー

年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせていた。

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等は無償で保管させていた。

大規模小売業者



食料品メーカー

プライベートブランド商品の製造を委託しているところ、下請事業者に対し、店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させていた。

上記の事例は、いずれも不当な経済上の利益の提供要請行為として違反になります。

親事業者の禁止行為(不当な給付内容の変更・やり直し①)

不当な給付内容の変更、やり直し

発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、下請事業者が作業に当たって負担する費用を親事業者が負担しないことです。

「給付内容の変更」とは、**給付の受領前に発注書面に記載されている給付内容を変更し**、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいいます。

「やり直し」とは、**給付の受領後に、追加的な作業を行わせること**をいいます。

下請法では、**給付内容の変更又はやり直し自体を禁止しているものではなく**、「**下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**下請事業者の利益を不当に害することを禁止しています**。

給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはなりません。

親事業者の禁止行為(不当な給付内容の変更・やり直し②)

違反行為事例

自動車修理業者



修理業者

顧客から修理の依頼を取り消されたことを理由に、それまでに下請事業者が要した費用を負担することなく、発注を取り消していた。

機械部品メーカー



部品メーカー

当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、下請事業者はその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

工業用機械メーカー



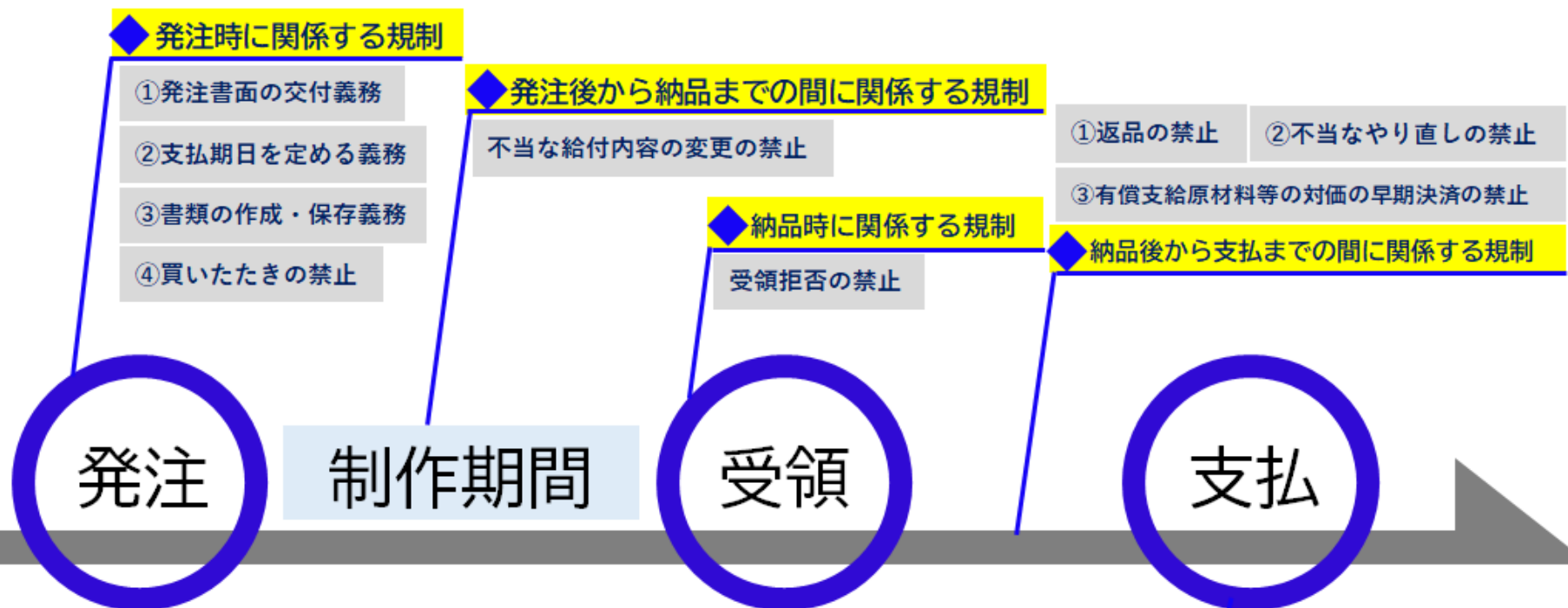
金型製造業者

従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、無償でやり直しを求めている。

上記の事例は、いずれも不当な給付内容の変更・やり直し行為として違反になります。



親事業者の義務(4項目)及び禁止行為(11項目)は、取引の流れに沿って規制が置かれています！



下請事業者が安心して取引できるよう、取引の流れに沿って規制が置かれています。

◆ 特定の局面に関係なく注意すべき規制

- ①購入利用強制の禁止
- ②不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ③報復措置の禁止

◆ 支払時に関係する規制

- ①下請代金の減額の禁止
- ②割引困難な手形の交付の禁止
- ③支払遅延の禁止
- ④遅延利息を支払う義務

※ 「書類の作成・保存義務」など複数の局面に関係するものは、最も早い時期又は関連性の高い局面で取り上げています。

勧告，罰則等について①

書面調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の事業所等に赴くなどして、親事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

公正取引委員会及び中小企業庁は、以下の調査権限が与えられています。

- ① 親事業者と下請事業者に対して下請取引に関する報告をさせること
- ② 職員が事業者の事務所に立ち入って帳簿書類等を検査すること

勧告の公表を行っています。

親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

下請法第7条に基づく勧告は、公正取引委員会のみが行えるため、中小企業庁において勧告相当の事案がある場合は、公正取引委員会に対し措置請求をすることとなっています。

勧告，罰則等について②

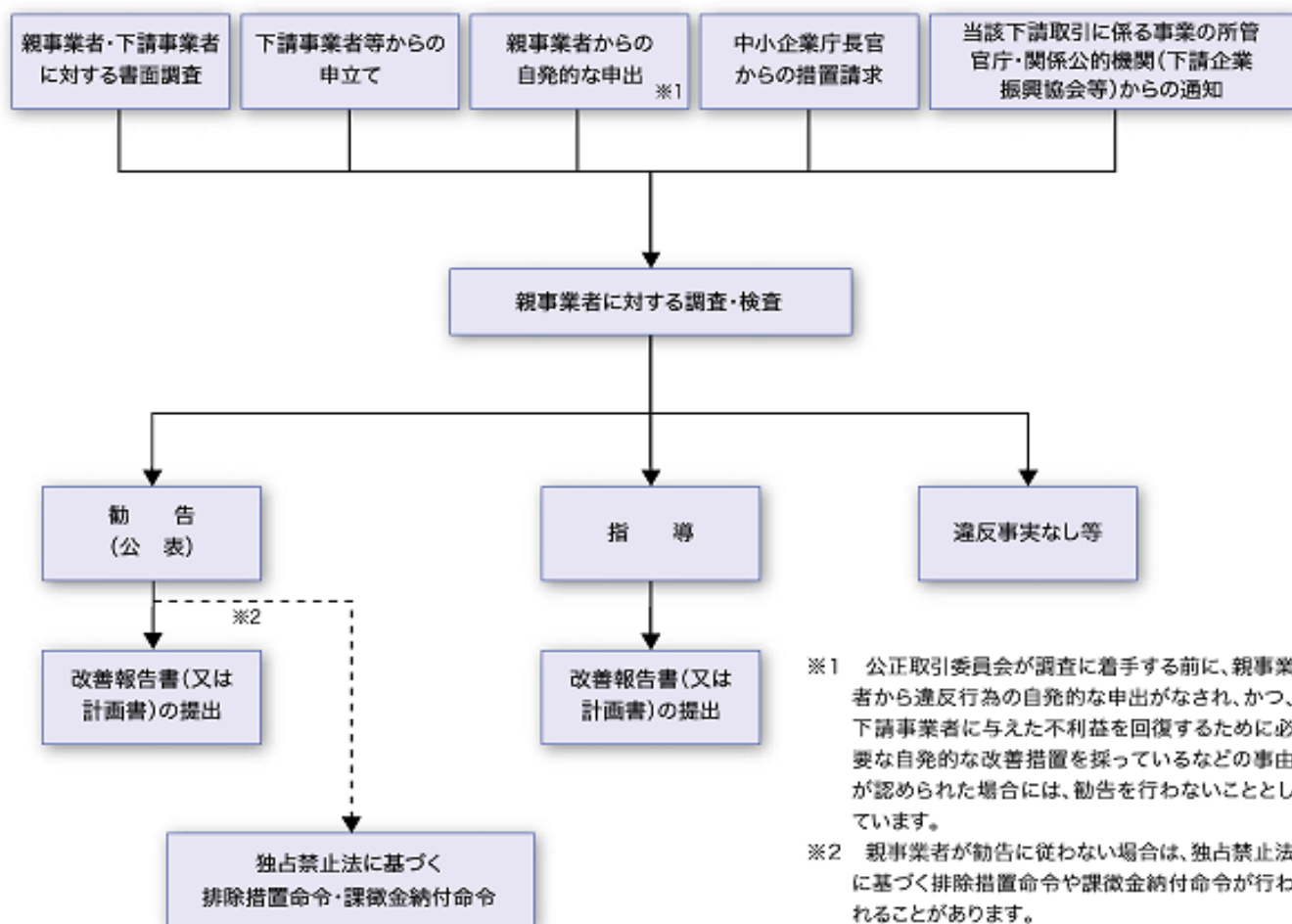
最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして親事業者である会社も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- 取引内容を記載した書類の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

下請法事件処理フローチャート

勧告, 罰則等について③



理解度テストについて

次頁からは、これまでの内容に関する理解度テストとなります。
設問は、全部で6問あります。

それぞれの設問の次の頁に、回答及び解説があります。

理解度テスト①(問題)

次の取引のうち、下請法の適用を受けるもの全てに○を付してください。

ア	広告会社であるA社(資本金6000万円)は、クライアントから受注したテレビのCMの制作をB社(資本金4000万円)に委託した。
イ	精密機械の販売業者であるC社(資本金1000万円)は、他の事業者に販売する精密機械について、仕様を指定した上でD社(資本金600万円)に委託した。
ウ	自動車メーカーであるE社(資本金100億円)は、F社から製造を請け負った自動車部品の製造をG社(資本金4億円)に委託した。
エ	ビルメンテナンス業であるH社(資本金2億円)は、I社から請け負ったビルの清掃をJ社(資本金5000万円)に委託した。



理解度テスト①(回答と解説)

	回答	解説
ア	○ (適用を受ける)	クライアントが受注したCMの制作を他に委託することは情報成果物作成委託の類型2に該当します。A社とB社の資本金の額は、情報成果物作成委託の資本金区分(資本金5000万円超の事業者が資本金5000万円以下の事業者に委託)に該当するため、下請取引に該当します。
イ	× (適用を受けない)	製造委託を行っていますが、C社の資本金の額は、製造委託の資本金区分で親事業者として定義する資本金(1000万円超)に該当しないため、下請取引に該当しません。
ウ	× (適用を受けない)	製造委託を行っていますが、G社の資本金の額は、製造委託の資本金区分で下請事業者として定義する資本金(3億円以下)に該当しないため、下請取引に該当しません。
エ	○ (適用を受ける)	ビルの清掃を再委託しているため役務提供委託に該当します。H社とJ社の資本金の額は、役務提供委託の資本金区分に該当するため、下請取引に該当します。

理解度テスト②(問題)

発注書面の交付義務について、次のうち適切であるものに○を付してください。

ア	発注書面の必要記載事項である下請代金の額は、下請事業者に対し明確に示す必要があるため、算定方法による記載は認められない。
イ	取引条件に関する基本的事項(例:支払方法, 検査期間等)が共通している場合、あらかじめ別の書面により通知することで個別の発注書面への記載を省略することができる。
ウ	顧客の都合により速やかに下請事業者が発注する必要があるため、下請事業者に対し電話で注文をして下請事業者の了解を得た後、数日後に契約を締結し、発注書面を交付した。



理解度テスト②(回答と解説)

	回答	解説
ア	× (適切ではない)	具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合は、①下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの、②発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合はこれらの書面との関連付けを行う、という要件を備えているものであれば、算定方法による記載が認められています。また、下請代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へ確定した金額を通知する必要があります。
イ	○ (適切)	取引条件について基本的事項(例:支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの共通記載事項に関してはあらかじめ別の書面により通知することで個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して発注書面との関連付けをする必要があります。
ウ	× (適切ではない)	緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合であっても、電話連絡後直ちに必要記載事項を記載した発注書面を交付しなければなりません。発注から契約締結までに日数を要するのであれば、発注後、直ちに交付したとはいえません。

理解度テスト③(問題)

次のうち**支払遅延として問題となるもの全て**に○を付してください。

ア	あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払ったが、納品日から60日以内には支払った。
イ	「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採用しているため、7月1日に納品があったものについて、62日目の8月31日に支払った。
ウ	下請事業者からの請求書の提出が遅れたため、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払った。

理解度テスト③(回答と解説)

	回答	解説
ア	○ (問題となる)	発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている支払期日に支払わないことが支払遅延になるため、受領日から60日以内に支払っていたとしても、あらかじめ定められている支払期日までに下請代金を支払っていない場合は支払遅延として問題となります。
イ	× (問題とならない)	月単位の締切制度を採っている場合は、「受領後60日以内」という規定を「受領後2か月以内」として運用しています。62日目であっても2か月以内と運用しており、支払遅延として問題とはしていません。
ウ	○ (問題となる)	下請事業者からの請求書の提出の有無にかかわらず、受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があります。

理解度テスト④(問題)

次のうち下請代金の減額として問題となるもの全てに○を付してください。

ア	親事業者が値引きセールを実施する際に、「歩引き」として下請事業者とあらかじめ減額する一定率について書面で合意の上、セール実施月分のみ減額した。
イ	下請事業者と単価引下げについて合意し、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用した。
ウ	オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により予算が減少したことを理由に下請代金の額を減じた。

理解度テスト④(回答と解説)

	回答	解説
ア	☐ (問題となる)	下請事業者との合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請代金を減額することは禁止されています。
イ	☐ (問題となる)	下請事業者と単価引下げについて合意した日より前に発注(引下げ前の単価で発注)したものについても新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価の差額を差し引くことは、下請代金の減額として禁止されています。
ウ	☐ (問題となる)	親事業者の予算が減少したとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請代金を減額することは禁止されています。

理解度テスト⑤(問題)

次のうち**不当な経済上の利益提供要請**として問題となるもの**全て**に○を付けてください。

ア	年度末の決算対策として、下請事業者に対し協賛金の提供を要請し、指定口座に振り込ませることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
イ	下請事業者に対し金型を貸与した上で部品製造を委託しているところ、当該部品の発注が終了し、長期間発注を行わないにもかかわらず、無償で保管させていた。
ウ	下請事業者に対し、親事業者の店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させていた。従業員の日当、交通費等の手伝いに係る実費については、親事業者が負担し、下請事業者に支払った。

理解度テスト⑤(回答と解説)

	回答	解説
ア	○ (問題となる)	親事業者自身の都合により金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していると認められた場合は問題となります。
イ	○ (問題となる)	長期間発注を行わないにもかかわらず、無償で金型等を保管させる行為は問題となります。
ウ	× (問題とならない)	親事業者が自己のために役務を提供させていることにはなりますが、実費を負担することにより下請事業者の利益を不当に害していない場合は問題とはなりません。



理解度テスト⑥(問題)

次のうち下請法を遵守するための行動として正しいもの全てに○を付してください。

ア	公正取引委員会又は中小企業庁から書面調査が届いた場合，社内調査をして，正確に回答するように努めている。また，改めて違反行為のチェックを行うよう呼び掛けている。
イ	毎年，社内で下請法を理解するための研修を行っている。

理解度テスト⑥(回答と解説)

	回答	解説
ア	○	公正取引委員会及び中小企業庁では、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しており、下請取引が公正に行われているかを把握しています。 調査票が届きましたら、是非とも御協力をお願いいたします。
イ	○	下請法を理解していただくことが、下請法に違反しないための最善の方法です。 公正取引委員会では、この資料以外にも、下請法講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」をYouTubeの公正取引委員会チャンネルに掲載しています。この動画は、事業者が行う下請法の社内研修には最適な内容となっていますので、是非御活用下さい。 ガイドブック知って守って下請法、下請取引適正化推進講習会テキストは、公正取引委員会ウェブサイトからダウンロードできます。こちらでも御活用下さい。

相談窓口の御案内について

最後に、全国の相談窓口を御案内いたします。

ご相談やご質問は、次頁以降に記載の
全国の相談窓口にお問い合わせください。

優越的地位の濫用規制に関する相談窓口	下請法に関する相談窓口
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課 電話：03-3581-3375（直）	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課 電話：03-3581-3375（直）
北海道事務所 取引課 電話：011-231-6300（代）	北海道事務所 下請課 電話：011-231-6300（代）
東北事務所 取引課 電話：022-225-7096（直）	東北事務所 下請課 電話：022-225-8420（直）
中部事務所 取引課 電話：052-961-9423（直）	中部事務所 下請課 電話：052-961-9424（直）
近畿中国四国事務所 取引課 電話：06-6941-2175（直）	近畿中国四国事務所 下請課 電話：06-6941-2176（直）
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課 電話：082-228-1502（直）	近畿中国四国事務所 中国支所 下請課 電話：082-228-1520（直）
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課 電話：087-811-1750（代）	近畿中国四国事務所 四国支所 下請課 電話：087-811-1758（直）
九州事務所 取引課 電話：092-431-6031（直）	九州事務所 下請課 電話：092-431-6032（直）
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 電話：098-866-0049（直）	沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 電話：098-866-0049（直）

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会では、不当なしわ寄せを受けるおそれのある中小事業者の皆様から、下請法に関する相談を受け付けております。

 **フリーダイヤル**

(不当な下請取引) ゼ ロ ゼ ロ 110番

0120-060-110

【受付時間】 10:00 ~ 17:00

(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。



 **公正取引委員会**
JAPAN FAIR TRADE COMMISSION
<https://www.jftc.go.jp/>

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>



買ったときなどの

違反行為情報提供フォーム

必須項目は **4つ** だけ！

↓の情報をあらかじめご確認いただくとスムーズです

必須

- ✓ 親事業者の**正式名称**
- ✓ 親事業者の**本社所在地**
- ✓ 親事業者の**業種** (選択方式)
- ✓ 親事業者の**行為** (以下から選択or自由記載)

こんな行為を受けていませんか？

- 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。
- 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで貴社に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。
- 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- 親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によってコストが増加したことを理由に、下請代金を減じて支払った。

提供いただいた情報は、公正取引委員会・中小企業庁が行う各種調査における調査票の送付先の選定などに活用させていただきます。



この資料は以上で終了となります。

最後までお読みいただきありがとうございました。